

農地中間管理事業における賃料（物納）に関する取扱要領

（趣旨）

第1条 農地中間管理事業は、地域の将来の農地の在り方を見据えて、地域の合意をベースに推進していることから、物納についても地域において受け手と出し手の間で合意がある場合に取り扱うものとし、その要件をこの要領に定める。

（基本的な考え方）

第2条 農地中間管理事業における賃料は金納としているが、農地を貸し付ける者（以下「出し手」という。）と農地を借り受ける者（以下「受け手」という。）の同意により物納による賃料の授受の希望があり、公益財団法人三重県農林水産支援センター（以下「支援センター」という。）が認めた場合に限り、物納を取り扱うことができるものとする。

2 物納は、主食用玄米（以下「米」という。）に限るものとする。

3 米の受渡しは、支援センターを介せず、受け手と出し手との合意による方法により行うものとする。

なお、履行確認は受け手から提出される賃料（物納）納品完了報告書（様式第3号。以下「完了報告書」という。）によって行う。

4 受渡し期限は、毎年10月末日とする。

（具体的な方法）

第3条 物納による賃料を希望する場合は、同意書として使用する農用地利用集積等促進計画各筆明細またはそれに準ずる同意書類（以下「同意書類」という。）に所要事項を記入し支援センターに提出する。

2 同意書類における利用権の種類は賃借権とし、借賃は10アール当たりの物納数量を記入し、借賃の支払い方法は物納とし、円換算額は10アール当たりの物納数量に応じ金額換算した額を記入する。

3 物納の方法は次により行う。

（1）支援センターは、受け手に毎年8月上旬までに、賃料（物納）請求書（様式第2号）及び完了報告書を送付する。

（2）受け手と出し手は、期限までに双方で合意した米の数量を、同意した方法等によって受渡しする。なお、受渡しに関して必要となる現物確認及び納品履行確認書類等の整備保管は出し手、受け手それぞれの責任により行う。

（3）受け手は、完了報告書を11月10日までに支援センターに提出する。

（4）支援センターは、11月10日を過ぎても完了報告書の提出がない場合には催告を行うとともに、相当期間催告をしてもなお同書の提出がないときは、金銭決済による賃料の支払いとすることができる。この場合の支払い方法等は別に定める。

なお、円換算額は、金銭決済の手続きを行う場合及び不動産の使用料等の支払調書の作成に使用する。

（5）物納による数量品質等について問題が生じた場合は、出し手と受け手が誠意と責任をもって解決するものとする。

(授受に関する特例)

第4条 支援センターは、出し手と受け手の合意があり、やむを得ないと認めたときは、第2条第3項、同条第4項及び第3条の規定にかかわらず、特例として、出し手と受け手の間で直接授受（以下「直接授受」という。）できるものとする。

2 前項による直接授受を行う場合において、支援センターは、確実に履行されていることを確認できる措置を講ずるものとする。

3 支援センターは、直接授受が履行されていないと認められるときは、関係市町等と連携し、事実の確認と履行促進を図るものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月25日から施行する。

この要領の一部改正は、令和元年5月1日から施行する。

この要領の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、令和7年1月1日から施行する。

この要領の一部改正は、令和7年8月1日から施行する。